

巻頭言

公認心理師法の成立と今後の大学・大学院における心理職養成

跡見学園女子大学心理教育相談所
所長 野島 一彦

公認心理師法の成立

わが国における心理職の国家資格化は半世紀前から始まっていたが、いろいろな事情が絡みなかなか実現しなかった。それで日本心理臨床学会を中心として16の心理学の学会が拠出金を出して、1988年に日本臨床心理士資格認定協会を創設し、民間資格としての臨床心理士の認定を始めた（現在までに約3万人を認定）。1996年からは臨床心理士養成の大学院を認証する指定校制度が始まった（本学は2005年度から1種指定大学院）。2001年には臨床心理士を養成する大学院の組織として日本臨床心理士養成大学院協議会が設立された。

しかし、国家資格化への関係者の願いは強く、法制化の運動が続けられた。2005年には、臨床心理職国家資格推進連絡協議会（推進連）が要望する臨床心理士をモデルとした国家資格と医療心理師国家資格制度推進協議会（推進協）が要望する医療領域限定の学部卒の医療心理師をつくらうとする二資格一法案（「臨床心理士及び医療心理師法案」）を国会に上程しようとする動きが起こったが、一部の医療団体の反対、国会解散で頓挫することになった。

その後、推進連、推進協と日本心理学諸学会連合の三団体が2011年10月に資格法制化を求める「三団体要望書」を作成し、これを起点として資格法制化の動きは急速に活発化した。そして、2014年6月には「公認心理師法案」が国会（衆議院）に提出された。しかし、同年11月の衆議院の解散で廃案となった。2015年7月に「公認心理師法案」は衆議院に再提出され、9月に衆議院文部科学委員会、衆議院本会議、参議院文教科学委員会、参議院本会議において全会一致で可決され、9月16日には官報で公布された。

半世紀以上にわたる関係者の悲願であった心理職の国家資格化がようやく実現したのである。

今後の大学・大学院における心理職養成

公認心理師法では、その養成のメインルートは大学（学部）と大学院で法により定められた科目を学修することになっている。バイパスルートは大学（学部）で法により定められた科目を学修し、その上で一定期間の実務経験を積むことになっている。

本学の場合、大学（学部）には臨床心理学科があり、大学院には臨床心理学専攻があるので、メインルートで心理職養成ができる環境を持っていることになる。

この春に公認心理師の試験・登録機関が正式に決定されることになっているが、その後は公認心理師養成のためのカリキュラムが策定され、2017年度にはその説明会が開催され、2018年度の新入生からそれが適用されるようである。

本学としても、国民の心の健康の保持増進のために、優秀な公認心理師を養成していけるように体制づくりをしていくことが必要であろう。